
7093. 通関係関連省庁添付登録

業務コード	業務名
MSF01	通関係関連省庁添付登録（検疫所（食品））
MSF02	通関係関連省庁添付登録（動物検疫所、植物防疫所）

1. 業務概要

(1) 通関系関連省庁添付登録（検疫所（食品））の場合（MSF01業務）

「食品等輸入届出事項登録（IFA）」業務後に、届出に係る関係書類を添付する場合、本業務を行う。

(2) 通関系関連省庁添付登録（動物検疫所、植物防疫所）の場合（MSF02業務）

「輸入畜産物検査申請事項登録（ILA）」業務、「輸入動物検査申請事項登録（IOA）」業務、「輸入犬等検査申請事項登録（IQA）／輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）（IQA01）」業務、「輸入植物検査申請事項登録（IPA）」業務、「輸出畜産物検査申請事項登録（EMA）」業務、「輸出動物検査申請事項登録（EOA）」業務、「輸出犬等検査申請事項登録（EQA）」業務、「輸出植物検査申請事項登録（EPA）」業務、または「輸出植物検査申請事項登録（再輸出）（EPD）」業務後に、申請に係る関係書類を添付する場合、本業務を行う。

2. 入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

(1) MSF01業務の場合

(A) 添付ファイルチェック

(a) 共通チェック

添付ファイルの拡張子が、使用可能な拡張子であること。（使用可能な拡張子は、「EDI仕様書 4. 6. 2 添付ファイルについて」を参照。）

(b) 業務個別チェック

(ア) 添付ファイルを登録する場合

- ①添付ファイルが存在すること。
- ②添付ファイル数が、10ファイル以内であること。
- ③ファイルあたりのサイズが、0バイトより大きく、5メガバイト以内であること。
- ④添付ファイルの合計サイズが、5メガバイト以内であること。

(イ) 添付ファイルを削除する場合

ファイルが添付されていないこと。

(B) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②食品等輸入届出事項登録をした利用者と同じであること。

(C) 入力項目チェック

(a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

(b) 項目間関連チェック

なし。

(D) DB関連チェック

- ①「食品等輸入届出DB」に登録されていること。
- ②食品等輸入届出事項登録完了済であること。
- ③無効でないこと。
- ④取止めされていないこと。

⑤全欄が事前審査終了済でないこと。

⑥全欄が審査終了済でないこと。

(2) MSF02業務の場合

(A) 添付ファイルチェック

(a) 共通チェック

添付ファイルの拡張子が、使用可能な拡張子であること。(使用可能な拡張子は、「EDI仕様書 4.6.2 添付ファイルについて」を参照。)

(b) 業務個別チェック

(ア) 添付ファイルを登録する場合

①添付ファイルが、存在すること。

②輸入畜産物検査申請、または輸出畜産物検査申請に紐づける場合はファイル数が10件以内であること。輸入植物検査申請、または輸出植物検査申請に紐づける場合はファイル数が5件以内であること。それ以外の場合は2件以内であること。

③輸入畜産物検査申請、または輸出畜産物検査申請に紐づける場合はファイルあたりのサイズが、0バイトより大きく、10メガバイト以内であること。それ以外の場合はファイルあたりのサイズが、0バイトより大きく、1メガバイト以内であること。

④輸入畜産物検査申請、または輸出畜産物検査申請に紐づける場合は添付ファイルの合計サイズが、10メガバイト以内であること。それ以外の場合は添付ファイルの合計サイズが、5メガバイト以内であること。

⑤添付ファイル名が、35バイト以内であること。(拡張子含む。)

(イ) 添付ファイルを削除する場合

ファイルが添付されていないこと。

(B) 入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②各検査申請事項登録をした利用者と同じであること。

(C) 入力項目チェック

(a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

(b) 項目間関連チェック

なし。

(D) システム状態チェック

①動物検疫関連の事項登録業務後に行う場合は、動物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

②植物検疫関連の事項登録業務後に行う場合は、植物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

(E) DB関連チェック

(a) I L A業務実施後の場合

①「輸入畜産物検査申請DB」に登録されていること。

②輸入畜産物検査申請事項登録完了済であること。

③無効でないこと。

④取止めされていないこと。

⑤検査結果登録済書類審査済みでないこと。

(b) I O A業務実施後の場合

①「輸入動物検査申請DB」に登録されていること。

②輸入動物検査申請事項登録完了済であること。

③無効でないこと。

④取止めされていないこと。

- ⑤検査結果登録済でないこと。
- (c) IQA (IQA01) 業務実施後の場合
 - ①「輸出入犬等検査申請DB」に登録されていること。
 - ②輸入犬等検査申請事項登録、または輸入犬等検査申請事項登録(試験研究用)完了済であること。
 - ③無効でないこと。
 - ④取止めされていないこと。
 - ⑤検査結果登録済でないこと。
- (d) IPA業務実施後の場合
 - ①「輸入植物検査申請DB」に登録されていること。
 - ②輸入植物検査申請事項登録完了済であること。
 - ③無効でないこと。
 - ④取止めされていないこと。
 - ⑤検査結果登録済でないこと。
- (e) EMA業務実施後の場合
 - ①「輸出畜産物検査申請DB」に登録されていること。
 - ②輸出畜産物検査申請事項登録完了済であること。
 - ③無効でないこと。
 - ④取止めされていないこと。
 - ⑤検査結果登録済受理済みでないこと。
- (f) EOA業務実施後の場合
 - ①「輸出動物検査申請DB」に登録されていること。
 - ②輸出動物検査申請事項登録完了済であること。
 - ③無効でないこと。
 - ④取止めされていないこと。
 - ⑤検査結果登録済でないこと。
- (g) EQA業務実施後の場合
 - ①「輸出入犬等検査申請DB」に登録されていること。
 - ②輸出犬等検査申請事項登録完了済であること。
 - ③無効でないこと。
 - ④取止めされていないこと。
 - ⑤検査結果登録済でないこと。
- (h) EPA (EPD) 業務実施後の場合
 - ①「輸出植物検査申請DB」に登録されていること。
 - ②輸出植物検査申請事項登録、または輸出植物検査申請事項登録(再輸出)完了済であること。
 - ③無効でないこと。
 - ④取止めされていないこと。
 - ⑤検査結果登録済でないこと。

5. 処理内容

(1) MSF01業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

- (B) 添付ファイル管理DB処理
 - システムで添付番号を払い出し、添付ファイルごとにファイル通番を払い出す。
- (C) 食品等輸入届出DB処理
 - 入力内容を食品等輸入届出DBに登録する。
- (D) 出力情報出力処理
 - 後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。
- (2) MSF02業務の場合
 - (A) 入力チェック処理
 - 前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。
 - 合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)
 - (B) 各申請DB処理
 - (a) I L A業務実施後の場合
 - 添付ファイル関連情報を輸入畜産物検査申請DBに登録する。
 - (b) I O A業務実施後の場合
 - 添付ファイル関連情報を輸入動物検査申請DBに登録する。
 - (c) I Q A (I Q A 0 1) 業務、E Q A業務実施後の場合
 - 添付ファイル関連情報を輸出入犬等検査申請DBに登録する。
 - (d) I P A業務実施後の場合
 - 添付ファイル関連情報を輸入植物検査申請DBに登録する。
 - (e) E M A業務実施後の場合
 - 添付ファイル関連情報を輸出畜産物検査申請DBに登録する。
 - (f) E O A業務実施後の場合
 - 添付ファイル関連情報を輸出動物検査申請DBに登録する。
 - (g) E P A (E P D) 業務実施後の場合
 - 添付ファイル関連情報を輸出植物検査申請DBに登録する。
 - (C) 出力情報出力処理
 - 後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者

7. 特記事項

- (1) 添付ファイルの取出しは、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所利用者のみ可能とする。
- (2) 添付ファイルを変更したい場合は、添付ファイル削除を実施し、再度、1度添付したファイルも含めて添付する。
- (3) 添付ファイルの送付先によりシステム識別を以下の通り、設定する。
 - ①送付先が厚生労働省（食品）の場合、輸入食品監視支援業務：4
 - ②送付先が植物防疫所の場合、植物検疫関連業務：5
 - ③送付先が動物検疫所の場合、動物検疫関連業務：6